

## 桶川市外国人学校児童生徒保護者に対する通学補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、外国人学校児童生徒保護者に対し、通学補助金を交付することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外国人学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）の規定に基づき認可を受けた各種学校のうち、法に定める義務教育相当年齢の日本国籍を有しない児童生徒を教育するものをいう。

(2) 児童生徒 法第17条第1項に規定する学齢児童及び同条第2項に規定する学齢生徒をいう。

(3) 保護者 外国人学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、本市において当該補助年度の4月1日以降、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記載されている者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象となる者は、桶川市に在住し、公立義務教育諸学校に在籍せず、外国人学校に在籍する児童生徒の保護者とする。ただし、他の地方公共団体が行う同種の補助金の交付を受けている者は、対象としない。

### (補助金の額等)

第4条 補助金は、次のとおりとする。

(1) 法第17条第1項に規定する学齢児童1人につき 月額3,000円以内

(2) 法第17条第2項に規定する学齢生徒1人につき 月額5,000円以内

- 2 補助金の交付時期は、第1学期分(4月分から8月分まで)を8月に、第2学期分(9月分から12月分まで)を12月に、第3学期分(1月分から3月分まで)を3月にそれぞれ交付するものとする。
- 3 次条第2項ただし書の規定による申請を受け、補助金の交付を決定したときは、当該交付決定月分から交付するものとする。
- 4 毎年度の補助金の総額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、桶川市外国人学校通学補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 在籍証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請期間は、当該補助年度の4月1日から4月30日までとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付申請を受けたときは、申請書及び関係書類を審査し、その可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付の可否を決定したときは、桶川市外国人学校通学補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該保護者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 保護者は、前条第2項による交付決定の通知を受けたときは、桶川市外国人学校通学補助金交付請求書(様式第3号)を提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、口座振込みの方法により行うものとする。ただし、特別の事情があると認められた場合は、この限りではない。

(補助金に関する調整)

第9条 市長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた保護者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(決定の取消し)

第10条 市長は、保護者が偽りその他の不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日桶川市教育委員会教育長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成22年2月17日桶川市教育委員会教育長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。